

令和7年1月13日
こども家庭課作成

南相馬市屋内遊び場物品販売等許可に係る基準

(趣旨)

第1条 この基準は、「南相馬市屋内遊び場条例」第9条第1号及び「南相馬市屋内遊び場条例施行規則」第4条の規定により物品販売等の申請をするにあたり必要な事項を定めるものとする。

(法令等の遵守及び善良な管理者の注意義務)

第2条 物品販売等希望者は、条例及び施行規則のほか、物品販売等にあたり適用される法令等を遵守しなければならない。

- 2 物品販売等希望者は、善良な管理者の注意義務に基づき、屋内遊び場における販売をしなければならない。
- 3 物品販売等希望者は、故意または過失によって屋内遊び場を汚損、き損又は滅失したときには、直ちにこれを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(申請の期限等)

第3条 物品販売等希望者は、許可を受けようとする利用日時の初日の前日から起算して7日前までに申請するものとする。ただし、期日までに申請できないやむを得ない理由があると市長が認める場合はこの限りでない。

- 2 申請は、書面またはオンラインによるものとする。

(販売場所及び範囲)

第4条 屋内遊び場のうち、物品販売等の用に供することができる場所は次のとおりとし、利用の妨げや安全を損なうことがなってはならない。ただし、屋内遊び場の適切な管理運営に支障がないと市長及び指定管理者が判断する場合は、あらかじめ協議の上、他に場所を定めることができる。

(1)屋外

(2)B棟（ただし交流スペース周辺、多目的室、通路に限る）

- 2 物品販売等の用に供することができる範囲は 6 m^2 ($2\text{ m} \times 3\text{ m}$) 程度とする。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合は、あらかじめ協議の上、その範囲を定める。

(許可の期間)

第5条 物品販売等を許可することができる一日当たりの時間は午前10時から午後4時30分までとし、連続して許可できる日数は最長6日間とする。ただし、屋内遊び場の適切な管理運営に支障がないと市長及び指定管理者が判断する場合は、あらかじめ協議の上、別に期間を定めることができる。

(販売等の用に供する設備)

第6条 物品販売等の用に供するための設備（テーブル、イス、陳列台、発電機等）は、物品販売等希望者が持参する。

(免責)

第7条 物品販売等により発生した損害については、物品販売等希望者がその責を負う。

(協議)

第8条 本基準に定めのない事項または本基準に疑義が生じた場合は、市、指定管理者、物品販売等希望者が誠意をもって協議の上解決する。